

ストップ！こども虐待

知らせよう あなたが
あの子の声になる
(令和7年度標語)

しつけと体罰は違う

しつけは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートすることです。

体罰は虐待の一種で、子どもに苦痛や意図的な不快感を与えます

- ▶ 子どもを罰するために暴力を振るうこと
- ▶ 殴る、蹴る
- ▶ 長時間の正座など
- ▶ どこかに閉じ込める
- ▶ 無視する、産まれてきたことを否定するなど

オレンジリボンキャンペーン2025

時 11月6日(木)～16日(日)

所 i-coreFUCHU

内 「わたしたち、いつもえがおだよ！」

市内の保育所(園)、幼稚園の5歳児が描いた笑顔の絵の展示

※11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です。



なぜ体罰はいけないの？

体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響を与えることが科学的にも明らかになっています。

子どもが言うことを聞かないなど親自身のストレスや感情のコントロールが難しくなることがあります。子育ての大変さを抱え込まないで、相談窓口連絡・相談してください。

相談窓口

- ▶ 子育て応援課(☎44-9146)
- ▶ 広島県東部こども家庭センター(☎084-951-2340)
- ▶ 府中警察署(☎46-0110)
- ▶ 児童虐待かも…と思ったら
児童相談所 虐待対応ダイヤル(☎189)
- ▶ 子育てに悩んだら
児童相談所 相談専用ダイヤル(☎0120-189-783)
- ▶ 親子のための相談LINE



問 子育て応援課(☎44-9146)

「ヤングケアラー」を知っていますか？

「ヤングケアラー」とは？

本来大人が担うと想定されている家事などを、ほぼ毎日当たり前に行っている子どものことです。

家族の手伝い・手助けは「普通のこと」と思うかもしれませんが、しかし、子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や、過度の負担が続くと、心身の健康や学習面での遅れ、進学・就労、社会性の獲得などに影響することがあります。

身近な子ども達のこと、教えてください

家庭内のことで、本人や家族も自覚が無いことで表面化しにくいとも言われ、周りの人の気づきが大切となります。

府中市は本人や周囲の人からの知らせを受けて、府中市こども家庭センターが相談窓口となり、事例に合わせて担当課と連携し、各家庭の希望に添って支援します。「ヤングケアラー」に必要な支援を届けるためにも、身近にいる子ども達のことと気になることがあれば、お知らせください。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

出典：「ヤングケアラーについて」(こども家庭庁) (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>) を加工して作成

問 府中市こども家庭センター(子育て応援課内・☎44-9146)

